

「被用者年金制度の一元化等に関する基本方針（案）」 に関する参考資料

○ これまでの経緯

- 平成9年度 旧公企業体（JR, JT, NTT）共済組合を厚生年金に統合

- 平成13年3月 閣議決定「公的年金制度の一元化の推進について」

1. 公的年金制度の一元化については、財政単位の拡大及び共通部分についての費用負担の平準化を図ること基本として、統一的な枠組みの形成を推進することとし、当面、以下のような対応を進める。

- ① 農林漁業団体職員共済組合：平成14年度に厚生年金に統合
- ② 国家公務員共済組合及び地方公務員共済組合：両制度の財政単位の一元化
- ③ 私学学校教職員共済：次期財政再計算時からの保険料引上げの前倒しの検討、被用者年金制度における位置付けについての検討

2. さらに、被用者年金制度の統一的な枠組みの形成を図るために、厚生年金保険等との財政単位の一元化も含め、更なる財政単位の拡大と費用負担の平準化を図るための方策について、被用者年金制度が成熟していく21世紀初頭の間結論が得られるよう検討を急ぐ。

- 平成16年年金改正法附則第3条第2項

「前項の公的年金制度についての見直しを行うに当たっては、公的年金制度の一元化を展望し、体系の在り方について検討を行うものとする。」

- 平成17年9月28日 総理（衆）本会議答弁

「既に、被用者年金の一元化に向け、制度間における給付や負担の水準の相違等、被用者年金制度の一元化を進めるに当たって検討すべき様々な課題について幅広く議論し、その処理方針をできる限り早く、取りまとめるよう指示したところであります。」

1. 被用者年金制度の保険料率の統一

【現状】

- 各制度に共通する給付（1・2階部分）に係る保険料率

(%)

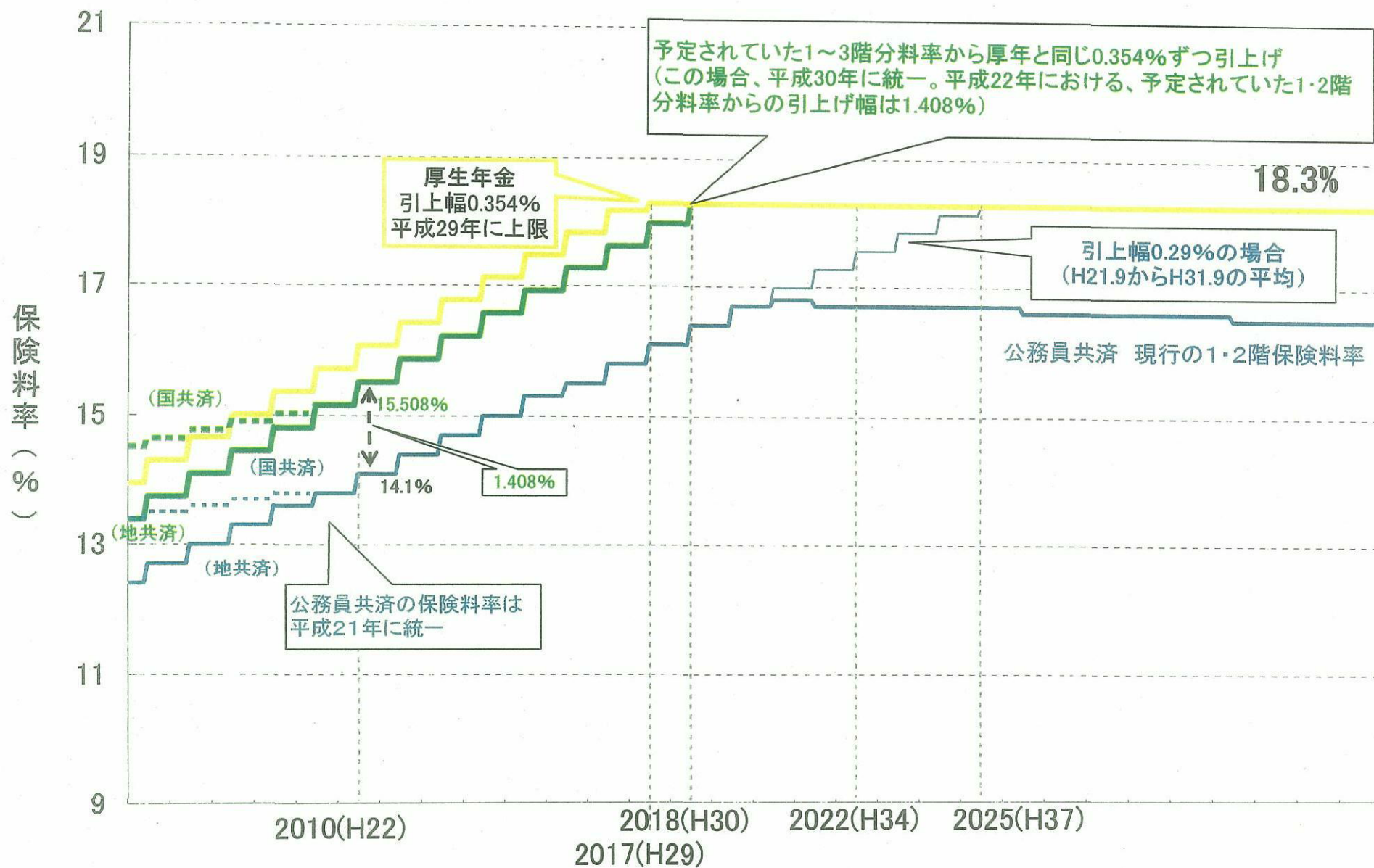
	厚生年金	国共済	地共済	私学共済
2005年度 (H17)	14.288	13.5	12.7	9.9
将 来	18.3	16.5～16.8		16.2～16.6
	2017年度以降 (H29～)	2020年度以降 (H32～)		2027年度以降 (H39～)

* 社会保障審議会年金数理部会資料より

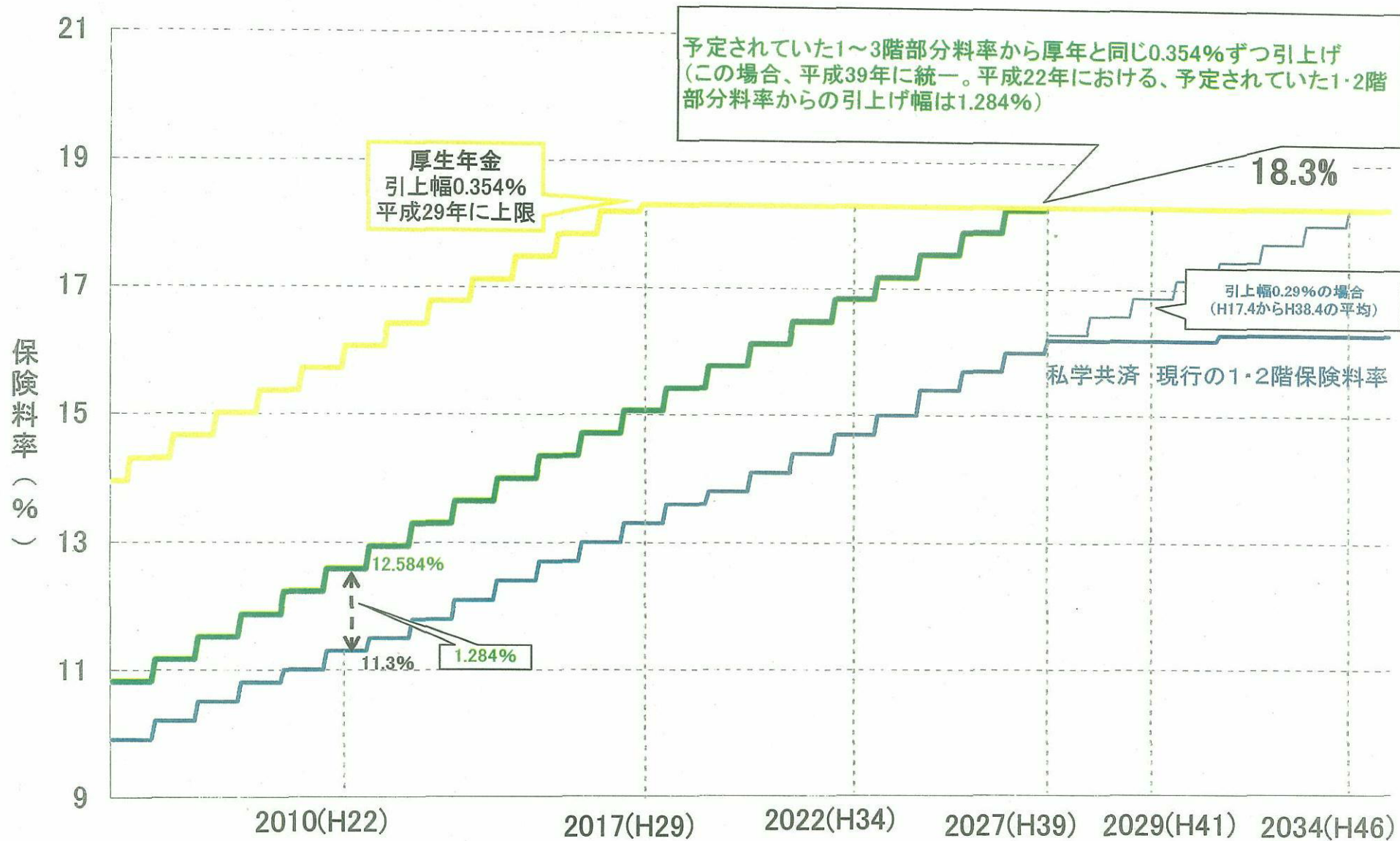
【基本方針(案)】

- ⇒ 「被用者年金制度の一元化等に関する基本方針(案)」における具体的な保険料率統一スケジュールのイメージについては別紙参照

保険料水準の統一スケジュール（公務員共済）



保険料水準の統一スケジュール（私学共済）



2. 積立金の仕分け

【現状】

○ 各制度の保有する積立金

(平成16年度末:簿価ベース)

制度	積立金額	備考
厚生年金	約137.7兆円	*代行部分を含まない
国共済	約8.7兆円	*3階部分を含む
地共済	約38.1兆円	
私学共済	約3.2兆円	

(※⇒他に付属資料P②参照)

【基本方針(案)】

⇒ 「被用者年金制度の一元化等に関する基本方針(案)」における積立金の具体的な仕分けの考え方については別紙参照

積立金の仕分けについて

- 現在の共済年金は、1・2階部分と3階部分が一体の年金財政になっているため、積立金も1・2階部分と3階部分の区分がないが、被用者年金の一元化に際しては、1・2階部分の給付のみを行っている厚生年金の積立金の水準に見合った額を1・2階部分の給付に充てられるべき積立金として明確に仕分ける必要がある。
- この場合、厚生年金とのバランスを確保するため、保険料で賄われる1・2階部分の年間の支出に対比して何年分を保有しているかという積立金の水準が揃うように、1・2階部分の積立金を仕分けることとする。

共済における1・2階積立金

共済における1・2階支出

=

厚生年金における積立金

厚生年金における支出

3. 追加費用等

【現状】

- 国共済・地共済の現行制度創設時（国共済は昭和34年、地共済は37年）に、従来の恩給制度から社会保険方式に切り替えられ、恩給期間分も年金として支給することとされた。恩給期間分は元来、保険料財源ではなく、恩給としての支給が予定されていたことを踏まえ、国・地方公共団体等が「追加費用」として負担している。

- 平成16年度の追加費用額

国共済	4,918億円	税負担分 3,454億円 郵政等分 1,464億円
地共済	1兆2,465億円	
合計	1兆7,383億円	

- 今後の見込み

- ・平成19年度以降（国共済＋地共済） 約17兆円

（注）平成16年度末現価。なお、平成16年財政再計算時点の平成17年度以降の見込みは約20兆円。

- 追加費用対象者数（平成16年度末） 218万人

（内訳）国共済65万人（うち郵政等分約18万人）、地共済153万人

- 文官恩給

- ・16年度実績396億円（18年度予算323億円）
- ・対象者数約3万人

※都道府県知事裁定恩給

- ・16年度末支給総額464億円
- ・対象者数約4万人

（※⇒他に付属資料P⑬～⑯参照）

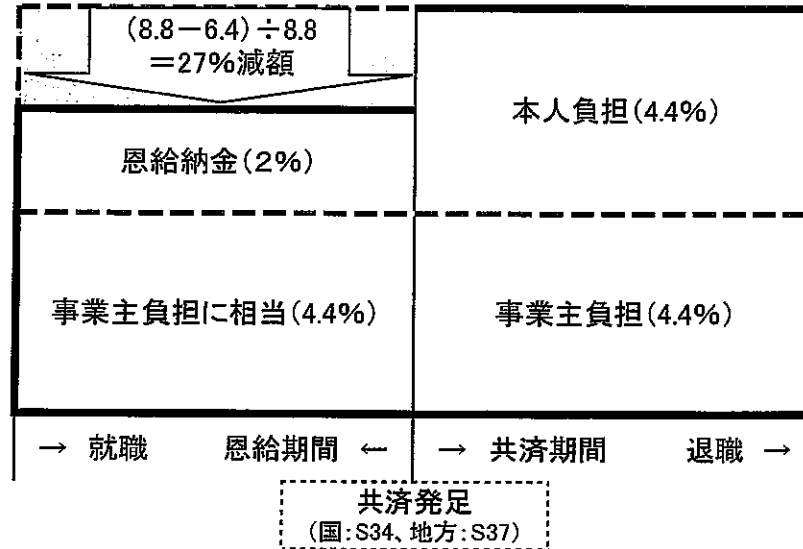
【基本方針(案)】

- ⇒ 「被用者年金制度の一元化等に関する基本方針(案)」における具体的な追加費用の減額方法等については別紙。

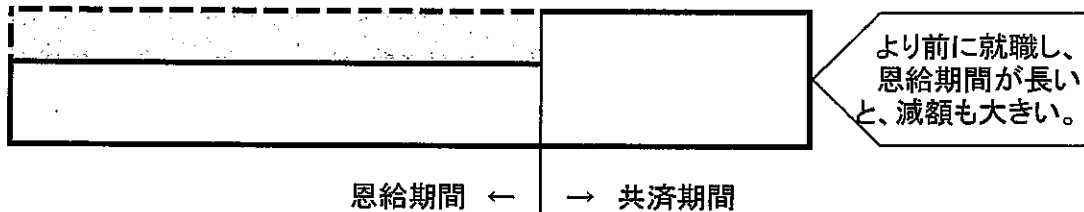
追加費用の減額について

1 基本的考え方

○恩給期間に係る給付(追加費用財源)について、負担に見合った水準まで一律に27%減額。



※恩給期間の長短によりどれだけ減額するかが変わる。



(例)勤続期間35年の者について恩給期間10年、共済期間25年の者であれば、 $27\% \times 10/35 = \text{約}8\%$ の減額となる。

2 配慮措置

○受給者の生活の安定を確保し、その財産権を保障する観点から、以下の配慮措置を講じる。

①給付額減額率の上限

給付額(恩給期間と共済期間の合計)に対する削減率に10%の上限を設けることとする。

②減額対象の下限

250万円/年以下の給付(恩給期間と共済期間の合計)は減額しない。

4. 職域部分

【現状】

- 民間で企業年金が相当程度普及していること、及び公務員の身分上の制約等（労働基本権の制約、守秘義務、兼業禁止など）が課されていることを踏まえ、労使折半の保険料による職域部分（3階部分）が設けられている。
- 私学共済については、国共済に準じた給付設計がなされている。
- 平均給付月額と比較（平成16年度）

職域部分 (国共済・地共済・私学共済)		約1.4万円
厚生年金基金（加算型）	(加算額)	34,550円
うち 総合型	(加算額)	13,551円
厚生年金基金（代行型）	(加算額)	7,450円
確定給付企業年金		53,951円
確定拠出年金（企業型）		35,089円

(注1) 厚生年金基金（代行型）は退職金の「外枠」と考えられ、また、厚生年金基金（加算型）のうち総合型のものも「外枠」が多いと言われている。いずれのタイプも、中小企業が中心である。

(注2) 給与等について人事院勧告を行う場合の調査対象である従業員100人以上の企業のうち、72.4%の企業が企業年金を設けている。

(※⇒他に付属資料P⑪～⑫参照)

5. 積立金の管理・運用

【現状】

- 各制度では、以下のように積立金を有し、それぞれ管理している。

(平成16年度末:簿価ベース)

制度	積立金額	備考
厚生年金	約137.7兆円	*代行部分を含まない
国共済	約8.7兆円	*3階部分を含む
地共済	約38.1兆円	
私学共済	約3.2兆円	

- 各制度とも運用の基本的な考え方は変わらないが、運用手法は、制度ごとに異なるものもある。

(例) ・ 地共済は地方債又は公営企業金融公庫債の取得の努力義務がある。

- ・ 私学共済は私立学校に対する融資事業の財源として活用している。

等

(※⇒他に付属資料P②～④参照)

6. 制度的な差異の取扱い

【現状】（※⇒付属資料P⑤～⑩参照）

7. 事務組織

【現状】

- 厚生年金、各共済年金は、それぞれ独立した公的年金制度となっており、年金事務は基本的にそれぞれの保険者組織で実施している。

制度	保険者
○ 厚生年金	社会保険庁
○ 国共済	国家公務員共済組合連合会
○ 地共済	地方公務員共済組合連合会 69共済組合 地方職員共済組合（1組合47支部） 公立学校共済組合（1組合47支部） 警察共済組合（1組合49支部） 東京都職員共済組合（1組合） 指定都市職員共済組合（10組合） 市町村職員共済組合（47組合） 都市職員共済組合（8組合）
○ 私学共済	日本私立学校振興・共済事業団

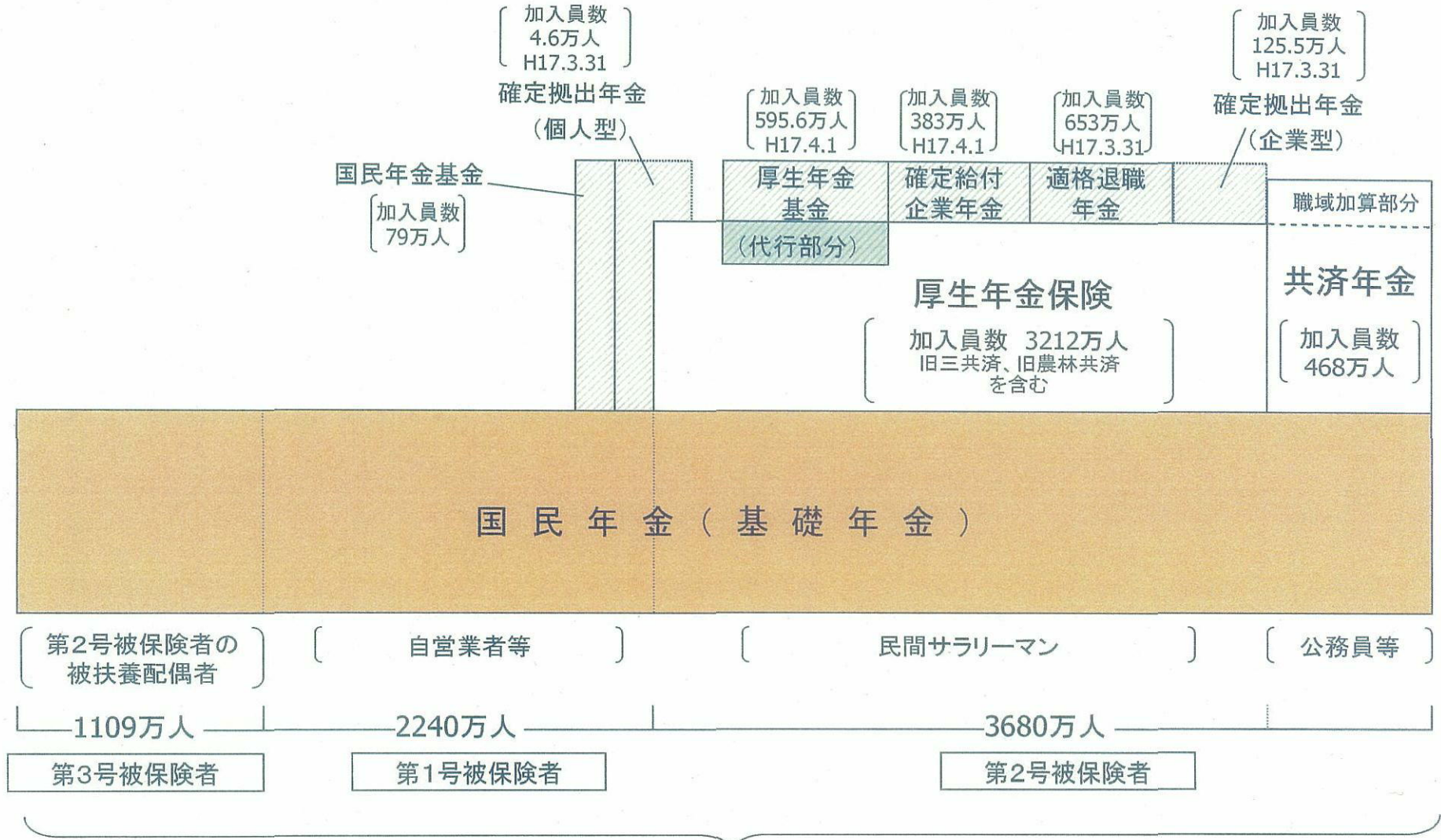
- 被用者年金の年金個人記録は、各制度でそれぞれ管理しており、被用者年金の額を知るためには、それぞれの制度の窓口にお問い合わせることが必要である。

【 付 属 資 料 目 次 】

○年金制度の体系	①
○被用者年金各制度の積立金運用について	②
○積立金運用に係る資産構成割合	④
○厚生年金と共済年金の主な制度的な差異の例	⑤
・厚生年金と共済年金（厚年相当部分）の在職者に対する給付調整の取扱い	⑥
・遺族共済年金の転給制度について	⑧
・支給開始年齢早見表	⑨
○共済年金の職域相当部分について	⑪
○民間の3階部分（企業年金）の状況	⑫
○国家公務員共済年金における追加費用の概要	⑬
○地方公務員共済年金における追加費用の概要	⑭
○追加費用総額の推移（実績と見込み）	⑮
○恩給費と国家公務員共済年金の追加費用の推移	⑯

年金制度の体系

(数値は、注釈のない限り平成16年3月末)



7029万人

※厚生年金基金、確定給付企業年金及び私学共済年金の加入者は、確定拠出年金(企業型)にも加入できる。
 ※国民年金基金の加入者は、確定拠出年金(個人型)にも加入できる。

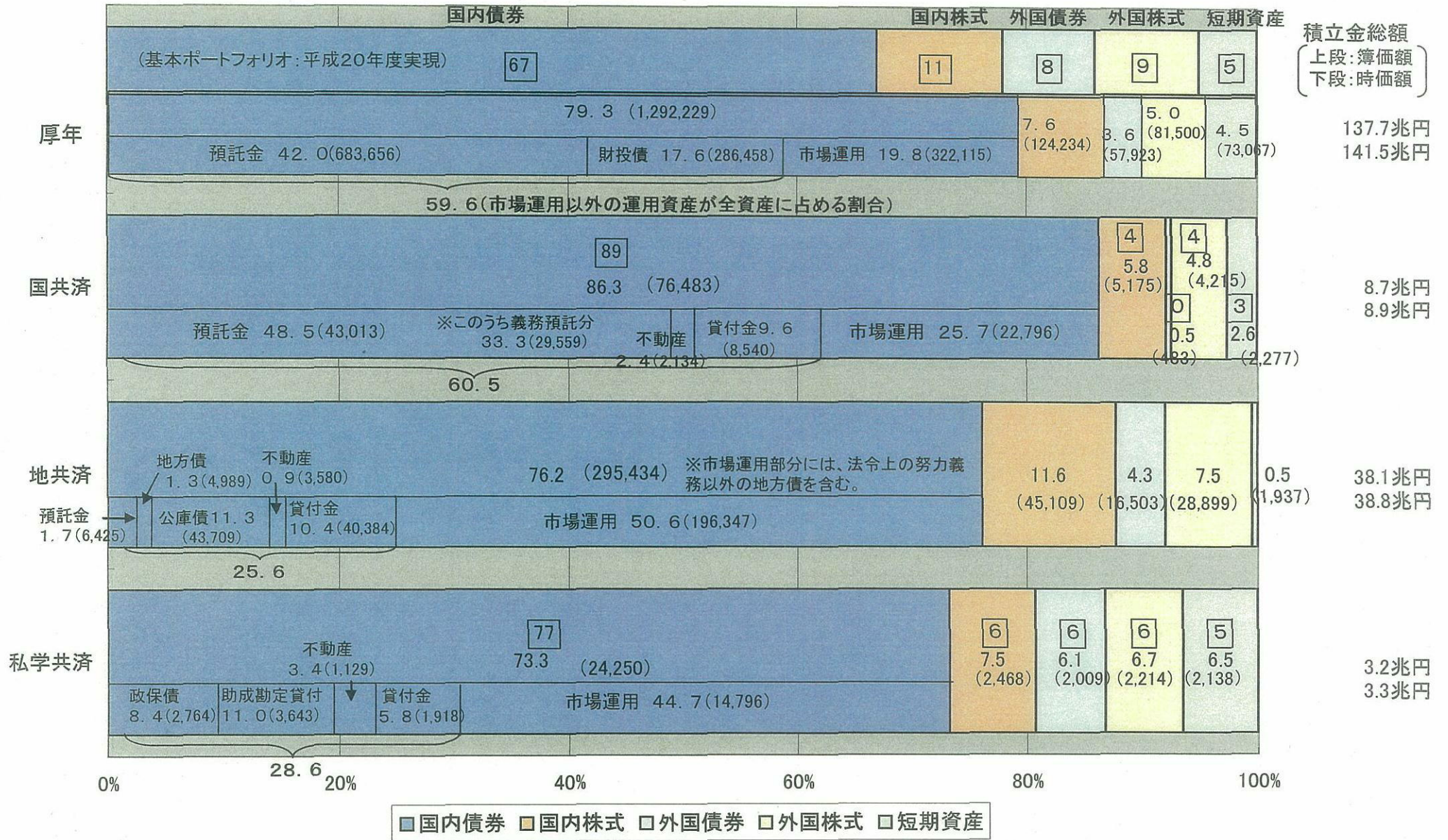
被用者年金各制度の積立金運用について

	厚生年金	国家公務員共済組合 連合会	地方公務員共済組合	私立学校 共済組合
積立金の額 (H16年度末 簿価)	137.7兆円	8.7兆円	38.1兆円 〔 地共連 14.2兆円 〕 〔 その他総額 23.9兆円 〕	3.2兆円
運用の目的	○専ら被保険者の利益のために、安全かつ効率的に行う。	○事業の目的及び資金の性質に応じ、安全かつ効率的に行う。	○組合員の福祉の増進又は地方公共団体の行政の目的の実現に資するように、安全かつ効率的に行う。	○安全かつ効率的に行う。 (私立学校教育の振興)
運用上の予定 運用利回り	3.37%	2.5%	地方公務員共済組合連合会 3.21%	2.1%
基本的な資産 構成割合	国内債券 67% 国内株式 11 外国債券 8 外国株式 9 短期資産 5	国内債券 78% 国内株式 5 外国債券 0 外国株式 5 貸付金 6 不動産 3 短期資産 3	地方公務員共済組合連合会 国内債券 64% 国内株式 14 外国債券 10 外国株式 11 短期資産 1	国内債券 53% 国内株式 6 外国債券 6 外国株式 6 貸付金 24 短期資産 5

厚生年金	国家公務員共済組合連合会	地方公務員共済組合	私立学校教職員共済																			
○財投改革により預託義務は廃止。 ○年金積立金による財投債の引受。(平成19年度まで)	○財政融資資金への預託義務 (積立金額の34%) 29,559億円 ※義務以外も含めた預託金総額 43,013億円	○財政融資資金への預託義務 (警察共済組合の積立金増加見込額のうち、国の職員に係る額の30%) 6,425億円 ○地方債・公営企業金融公庫債の購入努力義務(積立金増加額の30%) 地方債 4,989億円 公庫債 43,709億円	○政府保証債による運用義務 (長期勘定の資産増加額の3分の1) 2,764億円																			
○福祉事業(組合員への貸付、その他福祉事業への貸付)等への貸付金運用 【貸付金額(平成16年度)】 (単位:億円)																						
<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>組合員への貸付</th> <th>その他福祉事業への貸付</th> <th>助成勘定への貸付</th> <th>総額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>国共済連合会</td> <td>8,195</td> <td>1,288</td> <td rowspan="2" style="text-align: center;">/</td> <td>9,483</td> </tr> <tr> <td>地共済</td> <td>38,767</td> <td>1,618</td> <td>40,384</td> </tr> <tr> <td>私学共済</td> <td>1,238</td> <td>680</td> <td>(私学助成) 3,643</td> <td>5,561</td> </tr> </tbody> </table>					組合員への貸付	その他福祉事業への貸付	助成勘定への貸付	総額	国共済連合会	8,195	1,288	/	9,483	地共済	38,767	1,618	40,384	私学共済	1,238	680	(私学助成) 3,643	5,561
	組合員への貸付	その他福祉事業への貸付	助成勘定への貸付	総額																		
国共済連合会	8,195	1,288	/	9,483																		
地共済	38,767	1,618		40,384																		
私学共済	1,238	680	(私学助成) 3,643	5,561																		
注1) 時価額を記載。ただし、地共済については簿価額。 注2) 端数処理のため計数が一致しない箇所がある。 出典:平成16年度事業年報、平成16年度財務諸表																						

積立金運用に係る資産構成割合

(平成16年度末)単位:%(カッコ内:億円)



(注1)口の中の数値は、基本的な資産構成割合(ポートフォリオ)を記載。(単位:%)

(注2)カッコ内の数値は、時価額を記載。ただし、地共済の国内債券の内訳については簿価額を記載し、時価額と簿価額の差は市場運用部分で調整。

(注3)厚年のH16年度末の資産額には、国年の積立金額及び旧年金福祉事業団からの承継資産額を含む。

(注4)端数処理のため計数が一致しない箇所がある。

厚生年金と共済年金の主な制度的な差異の例

	厚生年金	共済年金
①被保険者の年齢制限	○70歳まで	○年齢制限なし（私学共済除く）
②老齢給付の在職支給停止	○制度内（厚生年金被保険者） ・65歳までは低在老方式。 ・65歳以降は高在老方式。 ○制度間（共済年金加入者） ・支給停止なし。	○制度内（共済年金加入者） ・厚年低在老方式。3階部分は支給停止。 ※私学共済加入者は、厚年と同様の方式。 ○制度間（厚生年金被保険者等（※）） ・厚年高在老方式。
③障害給付の在職支給停止	○制度内（厚生年金被保険者）、制度間（共済年金加入者）ともに給付調整なし。	○制度内（共済年金加入者） ・厚年低在老方式。3階部分は支給停止。 ※私学共済加入者は、厚年の老齢給付の場合と同様の方式。 ○制度間（厚生年金被保険者等（※）） ・厚年高在老方式。
④障害給付の支給要件	○初診日の前々月までの保険料納付済期間及び保険料免除期間を合算した期間が3分の2以上必要（保険料納付要件あり）。	○保険料納付要件なし。
⑤遺族年金の転給	○先順位者の者があれば、次順位以下の者に支給されない（転給なし）。	○先順位者の者が失権した場合、次順位者に支給される（転給あり）。
（経過措置）		
⑥女子の支給開始年齢	○60歳台前半の特別支給老齢給付の支給開始年齢引上げについて、女子は男子の5年遅れのスケジュール。 （昭和21年4月2日以降生まれ～）	○60歳台前半の特別支給老齢給付の支給開始年齢引上げについて、女子は男子と同じスケジュール。 （昭和16年4月2日以降生まれ～）
⑦60歳前の繰上げ年金	○なし	○組合員期間等が25年以上あり、組合員期間が20年以上ある者が支給開始年齢前から退職共済年金受給を希望したときに、希望したときから減額受給できるもの。

厚生年金と共済年金（厚年相当部分）の在職者に対する給付調整の取扱い [老齢(退職)給付版]

	厚生年金被保険者			国・地共済組合員			私学共済加入者		
	～64歳	65歳 ～69歳	70歳～	～64歳	65歳 ～69歳	70歳～	～64歳	65歳 ～69歳	70歳～
厚生年金 受給権者	△	○	○	◎	◎	◎	◎	◎	◎
国・地共済 年金受給権者	○	○	○	△	△	△	○	○	○
私学共済年金 受給権者	○	○	○	○	○	○	△	○	○

※「◎」：給付調整なし。

※「○」：「厚年高在老方式」

- ・賃金(標準報酬月額+ (年間賞与÷12))と厚生年金(報酬比例部分)の合計額が支給停止調整額(48万円)に達するまでは、満額の厚生年金を支給する。
- ・これを上回る場合には、賃金の増加2に対し、年金額1を停止する。

※「△」：「厚年低在老方式」

- ・賃金(標準報酬月額+ (年間賞与÷12))と厚生年金(報酬比例部分)の合計額が支給停止調整開始額(28万円：2対1調整の基準額)に達するまでは、満額の厚生年金を支給する。
- ・これを上回る場合には、賃金の増加2に対し、年金額1を停止する。
- ・賃金が支給停止調整変更額(48万円：1対1調整の基準額)を超える場合は、賃金が増加した分だけ年金を停止する。

厚生年金と共済年金（厚年相当部分）の在職者に対する給付調整の取扱い

[障害給付版]

	厚生年金被保険者			国・地共済組合員			私学共済加入者		
	～64歳	65歳 ～69歳	70歳～	～64歳	65歳 ～69歳	70歳～	～64歳	65歳 ～69歳	70歳～
厚生年金 受給権者	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎
国・地共済 年金受給権者	○	○	○	△	△	△	○	○	○
私学共済年金 受給権者	○	○	○	○	○	○	△	○	○

※「◎」：給付調整なし。

※「○」：「厚年高在老方式」

- ・賃金(標準報酬月額+ (年間賞与÷12))と厚生年金(報酬比例部分)の合計額が支給停止調整額(48万円)に達するまでは、満額の厚生年金を支給する。
- ・これを上回る場合には、賃金の増加2に対し、年金額1を停止する。

※「△」：「厚年低在老方式」

- ・賃金(標準報酬月額+ (年間賞与÷12))と厚生年金(報酬比例部分)の合計額が支給停止調整開始額(28万円：2対1調整の基準額)に達するまでは、満額の厚生年金を支給する。
- ・これを上回る場合には、賃金の増加2に対し、年金額1を停止する。
- ・賃金が支給停止調整変更額(48万円：1対1調整の基準額)を超える場合は、賃金が増加した分だけ年金を停止する。

遺族共済年金の転給制度について

- 遺族共済年金を受給することができる「遺族」は、死亡の当時その者によって生計を維持していた配偶者、子、父母、孫及び祖父母とされており、遺族共済年金を受給する順位は次のとおりとされている。（厚生年金と同じ。）

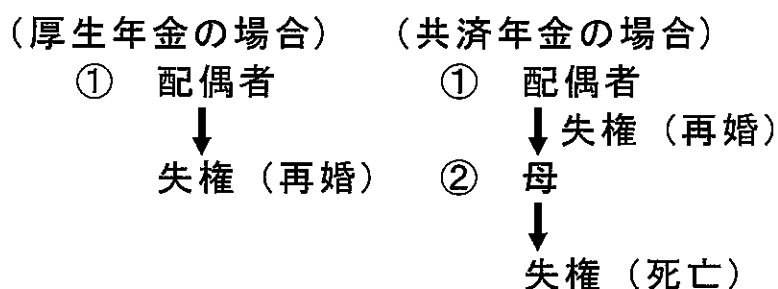
- ① 配偶者及び子
- ② 父母
- ③ 孫
- ④ 祖父母

- 先順位者が失権した場合には、次順位者に支給（転給）される。（共済年金のみ。）

（参考）「転給制度」の事例

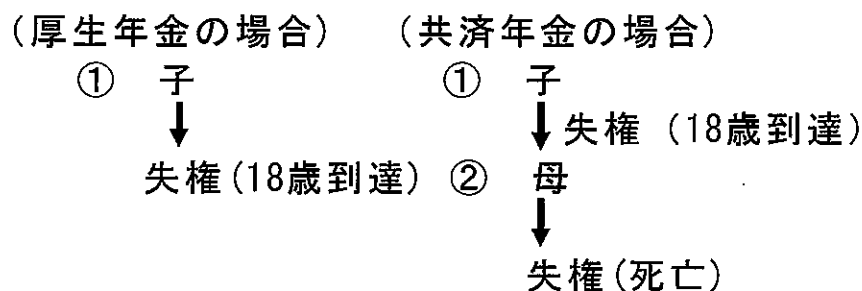
[事例 1]

「遺族」が、①配偶者と②母の場合



[事例 2]

「遺族」が、①子と②母の場合



支給開始年齢早見表

	厚生年金						共済年金			
	定額部分		報酬比例部分		坑内員・船員		一般		特定警察職員等	
	男子	女子	男子	女子	定額部分	報酬比例部分	定額部分	報酬比例部分	定額部分	報酬比例部分
昭和 7.4.1 以前	60	55	60	55	55	55	※		55	55
昭和 7.4.2～昭和 8.4.1	〃	56	〃	56	〃	〃			56	56
昭和 8.4.2～昭和 9.4.1	〃	〃	〃	〃	〃	〃			〃	〃
昭和 9.4.2～昭和 10.4.1	〃	57	〃	57	〃	〃			57	57
昭和 10.4.2～昭和 11.4.1	〃	〃	〃	〃	〃	〃			〃	〃
昭和 11.4.2～昭和 12.4.1	〃	58	〃	58	〃	〃			58	58
昭和 12.4.2～昭和 13.4.1	〃	〃	〃	〃	〃	〃	60	60	〃	〃
昭和 13.4.2～昭和 14.4.1	〃	59	〃	59	〃	〃	〃	〃	59	59
昭和 14.4.2～昭和 15.4.1	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
昭和 15.4.2～昭和 16.4.1	〃	60	〃	60	〃	〃	〃	〃	60	60
昭和 16.4.2～昭和 17.4.1	61	〃	〃	〃	〃	〃	61	〃	〃	〃
昭和 17.4.2～昭和 18.4.1	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
昭和 18.4.2～昭和 19.4.1	62	〃	〃	〃	〃	〃	62	〃	〃	〃
昭和 19.4.2～昭和 20.4.1	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
昭和 20.4.2～昭和 21.4.1	63	〃	〃	〃	〃	〃	63	〃	〃	〃
昭和 21.4.2～昭和 22.4.1	〃	61	〃	〃	56	56	〃	〃	〃	〃
昭和 22.4.2～昭和 23.4.1	64	〃	〃	〃	〃	〃	64	〃	61	〃
昭和 23.4.2～昭和 24.4.1	〃	62	〃	〃	57	57	〃	〃	〃	〃
昭和 24.4.2～昭和 25.4.1	65	〃	〃	〃	〃	〃	65	〃	62	〃
昭和 25.4.2～昭和 26.4.1	〃	63	〃	〃	58	58	〃	〃	〃	〃
昭和 26.4.2～昭和 27.4.1	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	63	〃
昭和 27.4.2～昭和 28.4.1	〃	64	〃	〃	59	59	〃	〃	〃	〃
昭和 28.4.2～昭和 29.4.1	〃	〃	61	〃	〃	〃	〃	61	64	〃
昭和 29.4.2～昭和 30.4.1	〃	65	〃	〃	60	60	〃	〃	〃	〃
昭和 30.4.2～昭和 31.4.1	〃	〃	62	〃	〃	〃	〃	62	65	〃
昭和 31.4.2～昭和 32.4.1	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
昭和 32.4.2～昭和 33.4.1	〃	〃	63	〃	〃	〃	〃	63	〃	〃
昭和 33.4.2～昭和 34.4.1	〃	〃	〃	61	61	61	〃	〃	〃	〃
昭和 34.4.2～昭和 35.4.1	〃	〃	64	〃	〃	〃	〃	64	〃	61
昭和 35.4.2～昭和 36.4.1	〃	〃	〃	62	62	62	〃	〃	〃	〃
昭和 36.4.2～昭和 37.4.1	〃	〃	65	〃	〃	〃	〃	65	〃	62
昭和 37.4.2～昭和 38.4.1	〃	〃	〃	63	63	63	〃	〃	〃	〃
昭和 38.4.2～昭和 39.4.1	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	63
昭和 39.4.2～昭和 40.4.1	〃	〃	〃	64	64	64	〃	〃	〃	〃
昭和 40.4.2～昭和 41.4.1	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	64
昭和 41.4.2～昭和 42.4.1	〃	〃	〃	65	65	65	〃	〃	〃	〃

※ 支給開始年齢早見表

生 年 月 日	支給開始年齢		
	退職共済年金	繰上げ退職共済年金 (自己都合退職)	繰上げ退職共済年金 (勲奨退職)
昭和 5. 7. 1 以前	5 6	5 1	4 6
昭和 5. 7. 2～昭和 7. 7. 1	5 7	5 2	4 7
昭和 7. 7. 2～昭和 9. 7. 1	5 8	5 3	4 8
昭和 9. 7. 2～昭和 11. 7. 1	5 9	5 4	4 9

※ 勲奨退職の場合、生年月日区分のほか退職日による区分もある。

- ・昭和 5. 7. 1 以前 「昭和 6 1 年 4 月 1 日から同年 6 月 3 0 日までの間に退職した者又は昭和 5 年 7 月 1 日以前に生まれた者」
- ・昭和 5. 7. 2～昭和 7. 7. 1 「昭和 6 1 年 7 月 1 日から平成元年 6 月 3 0 日までの間に退職した者又は昭和 5 年 7 月 2 日から昭和 7 年 7 月 1 日までの間に生まれた者」
- ・昭和 7. 7. 2～昭和 9. 7. 1 「平成元年 7 月 1 日から平成 4 年 6 月 3 0 日までの間に退職した者又は昭和 7 年 7 月 2 日から昭和 9 年 7 月 1 日までの間に生まれた者」
- ・昭和 9. 7. 2～昭和 11. 7. 1 「平成 4 年 7 月 1 日から平成 7 年 6 月 3 0 日までの間に退職した者又は昭和 9 年 7 月 2 日から昭和 1 1 年 7 月 1 日までの間に生まれた者」

(参考) 自衛官の退職共済年金の支給開始年齢の特例

区 分	支給開始年齢
平成 3 年 6 月 3 0 日以前に退職した者	5 5 歳
平成 3 年 7 月 1 日から平成 4 年 6 月 3 0 日までの間に退職した者	5 6 歳
平成 4 年 7 月 1 日から平成 5 年 6 月 3 0 日までの間に退職した者	5 7 歳
平成 5 年 7 月 1 日から平成 6 年 6 月 3 0 日までの間に退職した者	5 8 歳
平成 6 年 7 月 1 日から平成 7 年 6 月 3 0 日までの間に退職した者	5 9 歳

共済年金の職域相当部分について

[厚生年金]

(企業年金)	
夫 分	老齢厚生年金(報酬比例年金) 100,883円 <small>(330,120円 × 7.5/1000 × 40年 × 1.031 × 0.988)</small>
	老齢基礎年金 66,208円
妻 分	老齢基礎年金 66,208円

合計 233,300円

[共済年金]

20%	職域相当額 20,175円 <small>(330,120円 × 1.5/1000 × 40年 × 1.031 × 0.988)</small>	8.7%
夫 分	退職共済年金(報酬比例年金) 100,883円 (同左)	夫 分
	老齢基礎年金 66,208円	
	老齢基礎年金 66,208円	妻 分

合計 253,475円

(注1) 年金額は、平成12年改正前の算定方式による従前額。平成6年時点における男子の推計平均標準報酬330,120円(360,000円 × 0.917)を年金算定上の報酬額として計算したものであり、職域相当額は、これをもとに機械的に計算したものの。

(注2) 職域相当部分は、民間において、厚生年金基金や適格退職年金などの種々の企業年金が相当程度普及している点も考慮するとともに、公務の能率的運営に資するという観点から、公務員の身分上の制約等が課されていること等を踏まえ、公務員の退職後の生活の安定に寄与する目的で昭和61年に設けられたものである。

(注3) 職域相当額については、その費用を負担する現職者の負担の限度、年金受給者と費用負担者の世代間のバランスの維持等から、厚生年金相当部分の2割程度、基礎年金を含めた公的年金全体の8%程度(国共済の16年度の平均支給額は1.4万円)を上積み(労使折半負担)することとしたものである。

民間の3階部分（企業年金）の状況

○民間企業の7割以上で企業年金が設けられている。

* 人事院の「民間企業の勤務条件制度等調査」（平成16年10月1日現在）
調査対象：従業員100人以上の企業

○企業年金制度がある企業の割合

	平成16年度	平成15年度	平成14年度
総計	72.4%	71.1%	73.6%
従業員500人以上	81.7%	84.7%	86.4%
従業員500人未満	70.2%	67.4%	70.2%

○厚生年金に加え、企業年金では月額3～5万円程度が給付されている。

形態	平均月額（平成16年度）
厚生年金基金（加算型）	（加算額） 34,550円
確定給付企業年金	53,951円
確定拠出年金（企業型）	35,089円

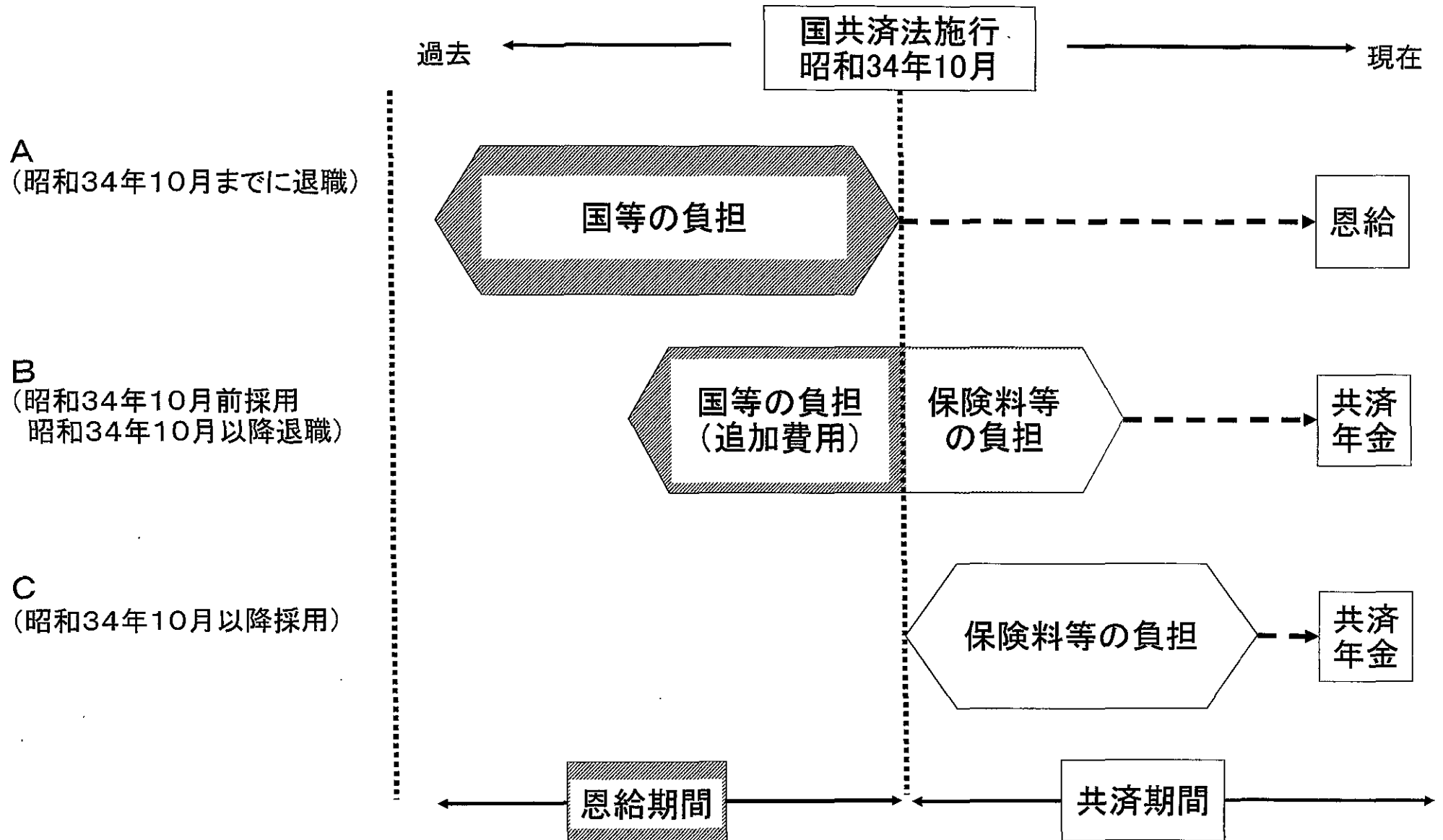
* 共済年金の職域部分の平均月額（平成16年度） 約1.4万円

○退職金の「外枠」と考えられる代行型基金や「外枠」が多いと言われる総合型基金でも月額1万円前後の額が給付されている。

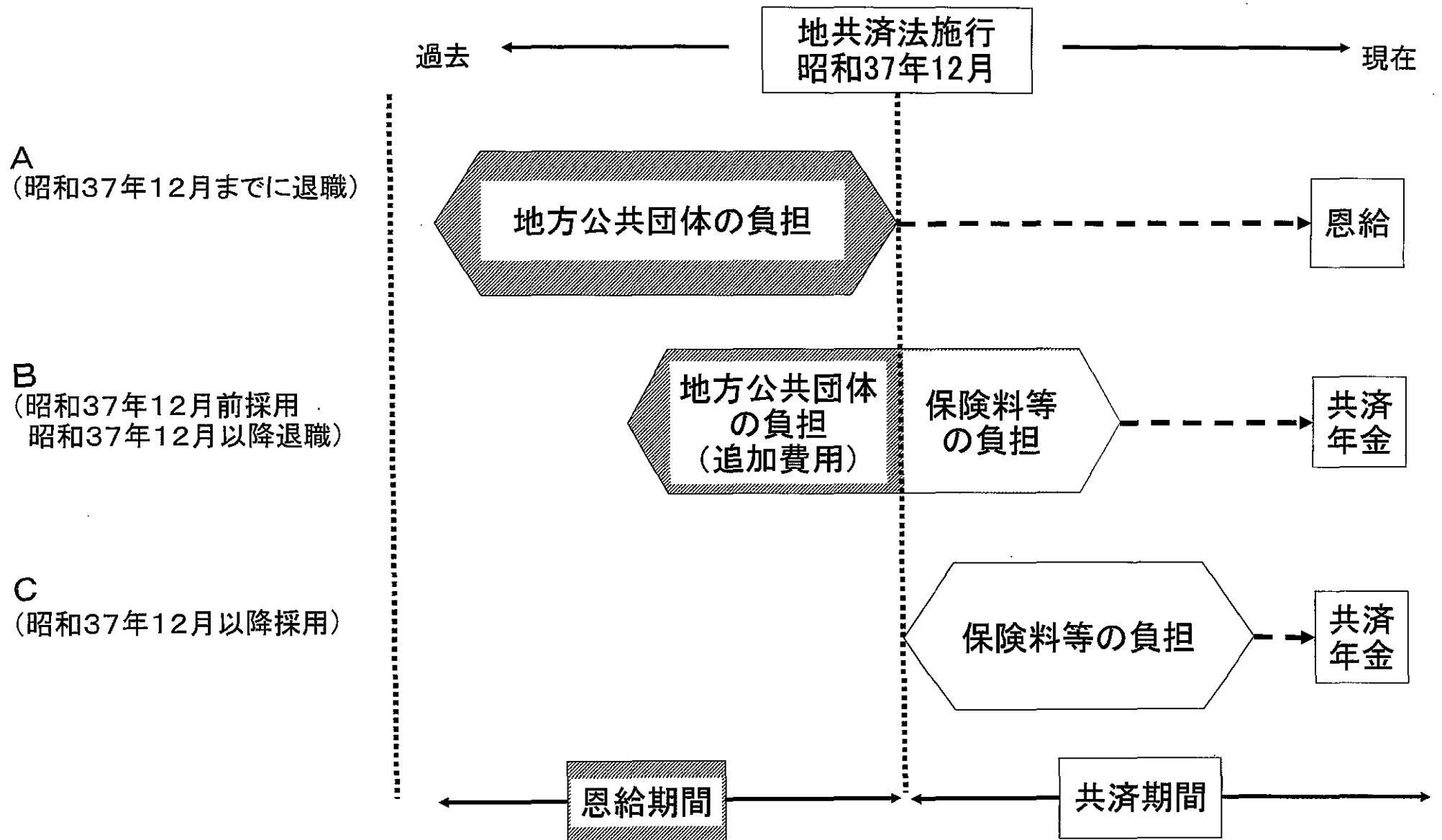
形態	平均月額（平成16年度）
厚生年金基金（加算型）のうち総合型	（加算額） 13,551円
厚生年金基金（代行型）	（加算額） 7,450円

* いずれのタイプの厚生年金基金も中小企業が中心。

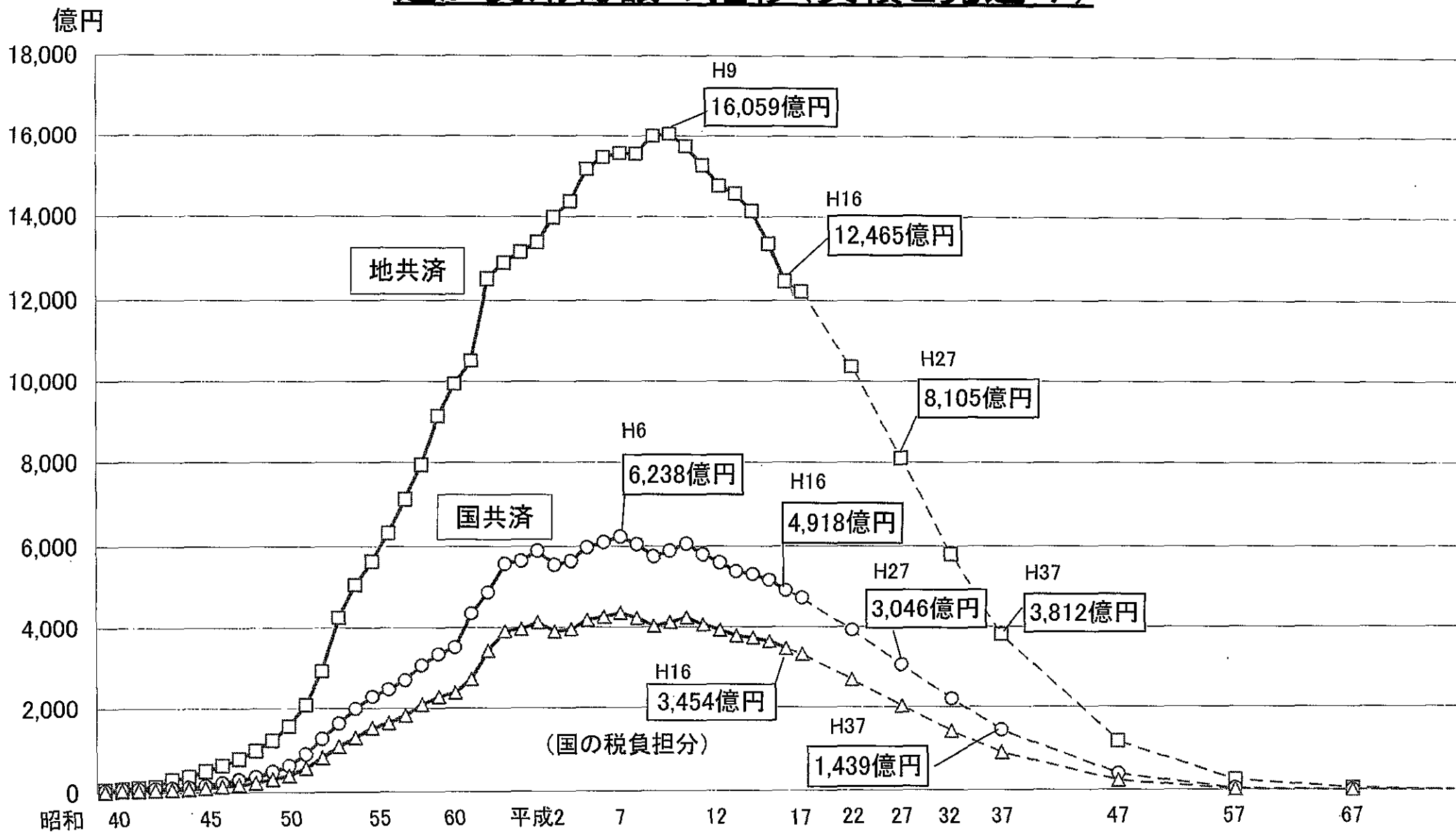
国家公務員共済年金における追加費用の概要



地方公務員共済年金における追加費用の概要



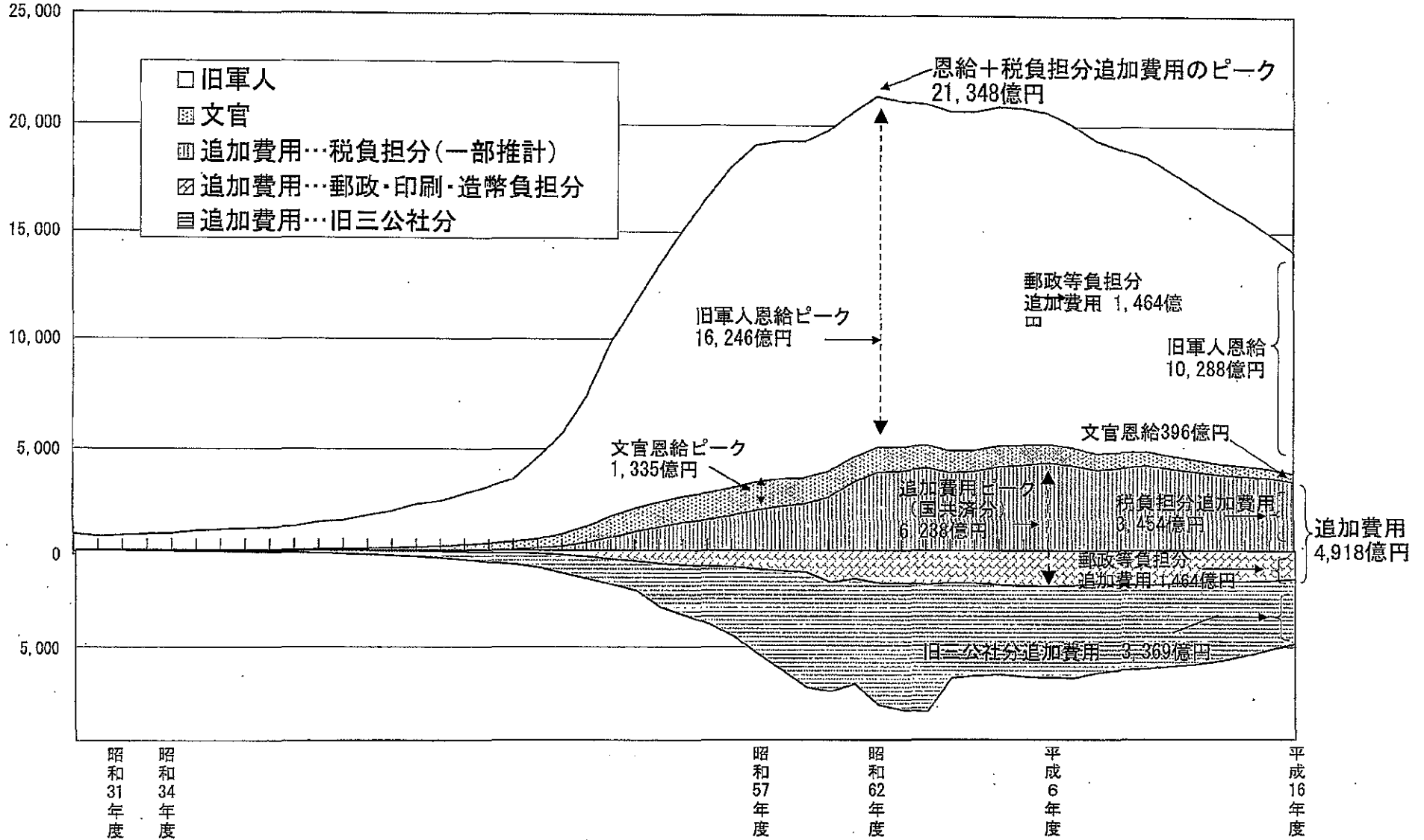
追加費用総額の推移(実績と見込み)



(注) 追加費用は、平成16年度までは実績値、平成17年度以降は平成16年財政再計算に基づく見通しである。
 国共済の—△—は税負担分(過去分は一部推計)。

恩給費と国家公務員共済年金の追加費用の推移

単位: 億円



(注) 旧三公社分は、JT、NTT及び(独)鉄道建設・運輸施設整備支援機構(JR分)が負担している。